

令和6年度

第7回越知町農業委員会総会議事録
(定例会)

令和6年10月31日

令和6年度 第7回越知町農業委員会総会議事録

令和6年10月31日 越知町農業委員会総会を越知町役場3階大会議室に召集された

1 会議日 令和6年10月31日（木）午前9時55分～午前10時50分

2 出席者

農業委員（7名） 会長 須内啓次 職務代理 和田昌夫

1	2 大原 糸代	3 大原 典子	4
5 吉田 由太郎	6	7 小崎 富二男	8 和田 昌夫
9 岡林 富士男	10 須内 啓次		

欠席委員（3名） 箭野 正昭 橋詰 節 片岡 健二

農地利用最適化推進委員（5名）

岡 義雄	濱田 學	斎藤 信夫	西村 亀洋
岡林 直久			

事務局職員（3名）

中内 政志 西岡 亨 岡田 恭子

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第14号 越知町農用地利用集積計画について（協議）

5 その他

6 閉会

開会及び議事 午後9時55分

会 長 おはようございます。定刻より少し早いですが、出席委員の皆さんがお揃いですので、第7回農業委員会総会を開催します。
これから生姜の収穫が最盛期を迎えますが、週末に台風が心配されております。こちらに来る頃には熱帯低気圧になるような感じではありますが、何事もなく天候回復すればと思っております。
本日は議案が3件です。なお、携帯は電源を切るかマナーモードにしてください。
本日の署名委員は、大原典子委員、大原糸代委員、欠席は橋詰節委員、箭野正昭委員、片岡健二委員です。
それでは、議案12号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを、事務局説明をお願いします。

事務局 はい、説明させていただきます。1番、譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。調査委員は片岡健二委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇720番、地目は台帳、現況ともに田、面積は757㎡、ほかに田が4筆、合計5筆の1621㎡、事由は売買です。
以上につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号に該当しないことは書面にて確認しております。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。続きまして、調査報告ですが、片岡委員欠席のため、調査報告書を事務局が代読します。事務局、お願いします。

事務局 はい、代読させていただきます。10月27日に斎藤委員に同行していただき、現地調査に行ってきました。隣接地の状況については、北側は〇〇川沿いの堤防があり、東、西、南は田んぼに囲まれた場所になっています。申請地は前作も田んぼの耕作がされており、問題ありませんということです。以上です。

会 長 ありがとうございます。斎藤委員、同行されていたとのことですが、補足事項などありますか。

斎藤委員 以前にも3条で出ましたが、隣接地も〇〇さんの所有です。隣接地も〇〇さんが耕作されていますので、問題ありません。山椒を植えています。

会 長 ありがとうございます。ほか、質問等ありませんか。

(委員口々に) ありません

それでは、採決に移ります。議案第12号に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

はい、全員です。続きまして、議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請による許可申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 はい、説明させていただきます。1 番、譲渡人は〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さん、調査委員は大原典子委員にお願いしています。土地の所在地番は〇〇字〇〇2404 番 2、地目は台帳、現況共に畑、面積は 184 m²、事由は宅地です。
現地の切図、航空図等添付しておりますので参考になさってください。
以上です。

会 長 それでは、調査報告を大原典子委員をお願いします。

3 番委員 はい、報告させていただきます。10 月 24 日に推進委員の岡委員に同行していただき調査してきました。航空図を見ていただくとわかりますが、西、東は町道です。写真のとおり住宅に挟まれた土地ですので、問題ないと思います。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。調査委員の報告終わりましたので、審議に移ります。ご意見ありませんか。

岡林委員 転用目的をもう少し詳しく教えてください。

事務局 住宅新築予定です。

会 長 ほかにご意見ありませんか。
(質問、意見なし)
ないようでしたら、採決をします。議案第 13 号に賛成の方は挙手お願いします。
(全員挙手)

はい、全員です。ありがとうございます。
続きまして、議案第 14 号 越知町農用地利用集積計画について(協議)です。越知町長から諮問があった件について、審議を求めます。なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律付則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定のとおりとする案件です。事務局より説明をお願いします。

事務局 1 番、貸し手は、〇〇の〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇さん、利用権の種類は使用貸借新規設定で期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日までの 5 年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇994 番、現況地目は田、面積は 82 m²、ほか田が 2 筆、畑が 9 筆、合計 12 筆の 2878 m²です。
2 番、貸し手は、〇〇の〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇さん、利用権の種類は使用貸借新規設定で期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31

日までの5年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇1028番1、現況地目は畑、面積は52㎡、ほか4筆、合計畑が5筆の720㎡です。

3番、貸し手は、〇〇の〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇さん、利用権の種類は使用貸借新規設定で期間は令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇1002番、現況地目は田、面積は123㎡、ほか畑が4筆、合計5筆の702㎡です。

4番、貸し手は、〇〇の〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇さん、利用権の種類は使用貸借新規設定で期間は令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇376番、現況地目は畑、面積は1672㎡、ほかに7筆、合計8筆、合計面積は4323㎡です。なお、4番に関しましては新規設定になっていますが、所有者の〇〇さん死亡による契約完了に伴い、ご遺族との契約結び直しということです。

以上につきましては改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを確認しています。以上です。

- 会 長 はい、ありがとうございます。こちらは協議事項となっております。ご質問等ありますか。
- 岡 委 員 〇〇さんは点々と借りていますが、周辺の農地はどうなっていますか。
- 岡林委員 周辺は全部山椒です。〇〇さんは越知に親戚はいるようですが、町外からの移住者です。
- 事務局長 〇〇さんにつきましては、新規就農ということもあり、後ほど産業課の担当から詳しく説明させていただきます。
- 会 長 ほかに何かありませんか。
(質問、意見なし)
ご意見ないようでしたら採決に移ります。議案第14号に賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)
はい、全員です。ありがとうございました。
本日の議案は以上です。その他、事務局をお願いします。
- 事務局長 先ほどの〇〇さんの件について補足です。今やっている地域計画とも関係してくるのですが、地域の担い手としての今後の活動等について、産業課から説明させていただきます。

閉会 午前10時50分